

居宅介護支援事業所さくら 運営規程

（事業の目的）

第1条 有限会社ライフデザインが開設する居宅介護支援事業所さくら（以下「事業所」という。）が行う指定居宅介護支援の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護支援専門員が要介護状態又は要支援状態にある高齢者等及びその家族に対し、適正な指定居宅介護支援を提供することを目的とする。

（運営の方針）

第2条 事業所の介護支援専門員は、要介護状態等にある利用者の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の選択に基づき、適切な保健・医療・福祉サービスが、多様な事業者から提供されるよう必要な援助を行う。

2 事業の実施に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスを提供する事業者等との綿密な連携のもと、総合的なサービスが提供されるよう、常に公平中立な援助に努めるものとする。

（事業所の名称）

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 1 名 称 居宅介護支援事業所さくら
- 2 所在地 苫小牧桜木町2丁目19番5号

（職員の職種、員数及び職務内容）

第4条 事業所に勤務する職種、員数、及び職務内容は次のとおりとする。

- 1 管理者 1名
管理者は、事業所の従業者の管理及び職務の管理を一元的に行うとともに、自らも指定居宅介護支援の提供に当たるものとする。
- 2 介護支援専門員 6名
 - 一 常勤兼務 1名（管理者と兼務）
 - 二 常勤専従 5名介護支援専門員は、支援の提供を行う。

（営業日及び営業時間）

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- 1 営業日 月曜日から土曜日までとする。ただし、日曜日・12月30日から1月3日及び代表取締役が定める日は休みとする。
- 2 営業時間 午前8時30分から午後5時30分までとする。

(指定居宅介護支援の提供方法、内容及び利用料等)

第6条 指定居宅介護支援の提供方法並びに内容は次のとおりとし、指定居宅介護支援を提供した場合の利用料の額は、厚生大臣が定める基準によるものとする。

なお、指定居宅介護支援の内容及料金その他の費用の額は、事業所の見やすい場所に提示する。

- 一 相談場所 利用者自宅、事業所相談室
- 二 課題分析票（アセスメントシート） 全社協
- 三 サービス担当者会議（ケアカンファレンス） 利用者自宅、事業所相談室
- 四 居宅サービス計画書（ケアプラン） 全社協
- 五 利用者の同意 利用者又はその家族から同意を得る。
- 六 居宅訪問頻度（モニタリング） 自宅訪問（月1回）

(通常の事業の実施地域)

第7条 通常の事業の実施地域は、苫小牧市内の区域とする。

(緊急時等における対応方法)

第8条 介護支援専門員は、事業を実施中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置をしなければならない。

- 2 利用者及びその家族に対し、緊急時の対応について事前に助言等の援助を行うものとする。

(その他運営についての留意事項)

第9条 指定居宅介護支援事業所は、介護支援専門員の資質向上を図るための研修の機会を設ける。

- 2 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においても、これらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。
- 4 この規定に定める事項のほか、運営に関する重要事項は有限会社ライフデザイン代表者と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

(虐待防止の推進)

第10条 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を行う。

- (1) 事業所内における虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的開催し、その結果を介護支援専門員に周知徹底を図る。
- (2) 事業所内において、介護支援専門員に対し、虐待の防止のための研修を定期的開催する。
- (3) 前号に掲げる措置を適切に実施するため担当者を設置する。

- 2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は擁護者（利用者の家族等高齢者

を現に擁護する者) による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発防止をするための措置を講ずるものとする。

(提供するサービスの質の向上)

第 1 1 条 事業所は、指定居宅介護支援を提供するにあたっては、介護保険法第 1 1 8 条第 1 項に規定する介護保険関連情報その他必要な情報を活用し、PCDA サイクルを構築・推進する事により、提供するサービスの質の向上に努める。

(テレビ電話装置などを利用した担当者会議)

第 1 2 条 テレビ装置その他の情報機器を活用して行うことができるものとする。ただし利用者又はその家族が参加する場合にあっては当該利用者などの同意を得るものとする。

(質の高いケアマネジメントの実施)

第 1 3 条 利用者及びその家族の希望並びに利用者について把握された解決すべき課題に基づき、提供されるサービスの目標及びその達成時期、サービスを利用するうえでの留意点などを盛り込んだ居宅サービス計画の原案を作成する。また、居宅サービス計画の作成にあたって、利用者から介護支援専門員に対して複数の指定居宅サービス事業者等の紹介を求める事や、位置付けた指定居宅サービス事業者等の選定理由の説明を求めることが可能であること、作成して居宅サービス計画の総数のうち、訪問介護、通所介護、福祉用具貸与及び地域密着型通所介護（以下、この号において「訪問介護等」という。）がそれぞれ位置付けられた居宅サービス計画の数が占める割合並びに事業所において作成された居宅サービス計画に位置付けられた訪問介護等ごとの回数のうち、同一の指定居宅サービス事業者又は指定地域密着型サービス事業所によって提供されたものの占める割合等につき、文書の交付及び口頭により説明し、文書に利用者の署名（記名押印）を受けるものとする。

(感染症の発生及びまん延等への取り組み)

第 1 4 条 事業者は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策する委員会（テレビ電話等装置等を活用して行う事ができるものとする。）を概ね 6 月に 1 回以上開催するとともに、その結果について、介護支援専門員に主知内徹底を図る。
- (2) 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備する。
- (3) 事業所において、介護支援専門員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

(業務継続計画の策定)

第 1 5 条 事業者は、感染症又は非常災害の発生において、利用者に対する指定居宅介護支援の提供を継続的に実施するための計画及び非常時の体制で早期の業務再開を図るた

めの計画（「業務継続計画」という）を策定し、その計画に従い必要な措置を講じます。

- （１） 事業者は、介護支援専門員に対し業務継続計画について周知するとともに必要な研修及び訓練を実施します。
- （２） 事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い必要に応じて計画の変更を行う。

（ハラスメント対策）

第１６条 事業所は、適切な指定居宅介護支援の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

附 則

この規程は、平成２９年４月１日から施行する。

この規程は、令和３年４月１日から施行する。

この規定は、令和６年４月１日から施工する。